

外来種被害防止行動計画素案についての学会からの意見聴取
 において特に検討が必要な意見と対応案

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
1	<p>< 前文 > 生物多様性の損失の要因として、侵略的外来種の影響だけでなく、他の3つの危機についても記述すべき。</p>	<p>・生物多様性保全のための取組の一環であることが伝わるよう生物多様性国家戦略と行動計画の関係を示す図を追加。</p>	<p><u>図 8 を新規作成</u></p>
	第 1 章		
2	<p>< 第 1 章のタイトル > 第 2 章のタイトルと似ているため、「基本認識及び目標」を「外来種対策に関する認識と目標」に変更されたい。</p>	<p>・ご提案の通りに第 1 章のタイトルを変更。</p>	<p><u>P.3</u></p>
3	<p>< 「外来種問題」の用語について > 本計画で扱う「外来種問題」は種の問題だけでなく、外国産の在来種、在来種の国内移動などの在来種問題も含んでいるため、「外来生物問題」とした方が分かりやすく、普及啓発の推進にもつながる。</p>	<p>・用語については既に整理されているため、現状のままとする。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
4	<p>< 「国内由来の外来種」の定義について > 「国内由来の外来種」に外国から導入されたものを含むとする定義は混乱を招く。名称または定義の再検討が必要。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、「国内由来の外来種」については、「国内の分布域から非分布域に導入される生物種」として、定義を再整理した。</p>	<p><u>P.3</u></p>
5	<p>< 侵略的外来種による被害 > 農林水産業に係る被害として「輸入穀物による非意図的導入によってもたらされている外来雑草被害」を入れるべき。</p>	<p>・図 3 の農林水産業に係る被害に、ご指摘の主旨を追加。</p>	<p><u>図 3 に追記</u></p>

6	<p><同種の外国産の種の導入について></p> <p>外来種対策の結果、代替使用のために大量導入され、国内の自然環境に拡散している外国産の同種の生物の遺伝的影響の問題が指摘されていることを追記すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 1 章第 1 節 3 に追記。</p>	<p><u>P.8</u></p>
第 2 章			
7	<p><第 2 章のタイトルについて></p> <p>第 1 章のタイトルと似通っているため、「基本的な考え方及び行動指針」から「外来種被害防止行動計画の考え方と指針」に変更されたい。</p>	<p>・ご提案の通り、第 2 章のタイトルを変更。</p>	<p><u>P.21</u></p>
8	<p><対策の優先度について></p> <p>対策の優先度検討の指針が示されていないため、文言を追加願いたい。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、対策の優先度についての指針を第 2 章第 1 節 2.(2)に追記。</p>	<p><u>P.33</u></p>
9	<p><対策の必要性の評価について></p> <p>「保全対象地域の重要性」の観点には、保護地域だけでなく、高山帯、湿原、海岸部、里地里山などの不可逆的な影響を受けやすい生態系・群落を入れるべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、影響を受けやすい生態系を、第 2 章第 1 節 2. (2)【第一段階】に追記。</p>	<p><u>P.34</u></p>
10	<p><対策の内容・手法に関する評価について></p> <p>対策の優先度について、現状の文面では‘できるところ、やりやすいもの’が優先度が高くなる可能性がある。あくまでも必要性の高いところから取り組む姿勢を示す必要がある。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、必要性の高いところから取り組むことを、第 2 章第 1 節 2. (2)【第二段階】に追記。</p>	<p><u>P.35</u></p>

<p>11</p>	<p>< やむを得ず外来種を利用する場合について > 外来種の利用を控えることが困難な場合でも、代替種の開発だけでなく、使用量を最小限に抑えたり、代替種の部分利用をするなどの方法が選択できるような表現に改めてほしい。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、代替種が無い場合は、「適切な管理を実施する」する必要がある旨を、第 2 章第 1 節 3. .(2)に追記。</p>	<p><u>P. 38</u></p>
<p>12</p>	<p>< 【捨てない】の基本的な考え方について > 「野外に逃さないよう最後まで飼育することが必要です」では不十分であり、「野外に逃がすことは…(略)…絶対にしない。」に変更願いたい。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 1 節 3. .(2)で、ペットを「捨てない」ことの重要性を強調。</p>	<p><u>P.39</u></p>
<p>13</p>	<p>< 生態系管理について > 生態系管理の一環として国立公園等の管理や希少種の保全等との連動だけでは不十分。国土の保全、広域的な利用計画や保全計画との連携が重要であることを追加してほしい。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 1 節 4. (2)に、広域的な土地利用計画等との連動が必要であることを追記。</p>	<p><u>P.46</u></p>
<p>14</p>	<p>< 国内由来の外来種への対策 > 「可能な対策を実施」とあるが、不可能な対策はできないのだから、可能な対策を具体的に例示すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 1 節 5. (2)に、具体的な記述を追加。</p>	<p><u>P.49</u></p>

15	<p>< 国の役割について ></p> <p>・農水省の役割に「検疫」を主管する官庁としての役割を加えるべき。</p>	<p>・ご指摘の主旨を踏まえ、第 3 章第 3 節 1【求められる役割】に追記。</p>	<p><u>P.57</u></p>
16	<p>< 地方自治体の役割 ></p> <p>縦割りによって施策実施に支障が出ないよう、関係部局間での情報共有や役割分担などの連携を密にし、施策を推進するといった主旨の内容を追加すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 2 節 2.に記述を追加。</p>	<p><u>P.56</u></p>
17	<p>< メディア関係者等の役割 ></p> <p>メディアによる誤った知識、認識の拡散を防止するため、「適切な広報や教育」、「正しい理解と知識を」と追加（傍点部分）すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 2 節 4.に記述を追加。</p>	<p><u>P.60</u></p>
18	<p>< 民間団体の役割 ></p> <p>民間団体の役割として、防除活動など外来種対策単独の記述にするのではなく、地域の環境保全と一体と考え、継続的な保全活動やモニタリング、普及啓発活動の中で外来種についても対応していく、とすべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 2 節 5.に記述を追加。</p>	<p><u>P.60-61</u></p>
19	<p>< 研究者・研究機関・学術団体の役割 ></p> <p>研究者だけでなく、技術者・対策プランナーなど対策に参画する専門家も育成する必要がある。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、第 2 章第 2 節 8.に追加しました。</p>	<p><u>P.63</u></p>
<p>第 3 章 国による具体的な行動</p>			
20	<p>< 非意図的な導入に対する予防 ></p> <p>「国内の他地域からの非意図的導入」については、高山への植物導</p>	<p>・当該項目において国が実施する対策は、第 3 章第 3 節 2（1）</p>	<p><u>意見に対する本文中の新た</u></p>

	<p>入防止と小笠原関連だけしか記述がなく、シロアゴガエルや無脊椎動物への対策に言及している第2章と整合していない。具体策の拡充が必要。</p>	<p>に「国は生物多様性保全上重要な地域において、優先的に対策を進める」と記載していることから、原文どおりとする。</p>	<p><u>な対応はなし。</u></p>
21	<p><侵入初期のモニタリングと防除について> 非意図的な侵入リスクが高い地域として、空港・港湾の他に「輸入穀物を介した外来植物の侵入経路の一時侵入地である飼料畑等」を追加願いたい。</p>	<p>当該記載は、特定外来生物の非意図的な侵入リスクが高い地域での取り組みを実施するもので、外来植物の侵入の可能性が高い地域全てで実施することは難しいため、原文どおりとする。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>